

利用規約

デサルト・スポーツアカデミー（以下、本クラブといたします）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は デサルト・スポーツアカデミーが行います。

第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本クラブを利用いただけるのは、年長から小学6年生までの健康状態においてスクール活動に支障がない方、当スクールが入会を認める判断をした方、その他本クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

第4条

会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本クラブの備品・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、欠席される場合でも支払い義務が発生します)

第7条

1. 会員は、各月の10日までに本クラブに所定の休会の手続きをすることにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

2. 一回の手続きによる休会期間は1ヶ月から1ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会のお手続きをすることにより延長が可能です。

第8条

会員は、各月の10日までに本クラブに所定の変更の手続きをすることにより、翌月から会員種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条

会員は、各月の10日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条

本クラブは、原則として練習日については当スクールが定めた年間スケジュールによります。また、その定休日及び季節休業のほか、やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日や時間などを変更する場合があります。その場合は必ず事前にお知らせします。ただし、施設安全管理の面から緊急の事態が発生した場合には、直前の連絡となることがあります。尚、天候が微妙な場合は練習開始の30分前判断となり、開催有無の連絡をさせていただきます。

第11条

本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉校または臨時休校することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事实施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉校または臨時休校の必要があると認められるとき。

第12条

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、会員が施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. 会員は、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならな

いものとしします。また、本クラブの承諾なしに、他社にクラブの練習内容や指導内容について漏洩行為を行ってはならないものとしします。

第 13 条

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに会員に連絡し、告知するものとしします。

第 14 条

本規約は 2025 年 12 月 1 日より施行します。